

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 伊達忠一 様

だれもが、お金の心配なく必要な医療・介護を受けられる ように 一社会保障は国の責任で一

「保険料が高すぎて払えない」「医療費の負担が重すぎて受診を控えている」「要支援では介護保険の家事援助が受けられないと言われた」「暴飲から退院を迫られた」「要介護2では特養には入れない」など、医療・介護の切実な声が広がっています。

しかし、後期高齢者の医療費窓口負担を2割にすることや介護保険の利用料を2割負担にすること、介護保険の対象から要介護1と2をはずすことや福祉用具は全額自己負担にすること、入院時の食費と居住費の引き上げなどが検討されており、もし実施されると患者・利用者は深刻な事態になります。

憲法25条は、国の責任で国民が健康で文化的な生活を送る生存権を保障するとともに、加えて憲法13条は国民の生命・自由・幸福追求権を保障しています。「人間らしい生活」を保障することは国の責任です。すべての国民に安全・安心の医療・介護が保障されるよう以下の項目の実現を求めます。

【請願事項】

- 必要な医療・介護が受けられるようにして下さい。
 - ①入院時の居住費負担や75歳以上の2割負担化など、患者負担増をやめて下さい。
 - ②後期高齢者保険料の特例軽減措置を継続して下さい。
 - ③18歳までの子ども・障がい者(児)・ひとり親世帯の医療費無料化を国の制度にして下さい。
 - ④医療・介護の保険料や窓口負担、利用料を軽減して下さい。
 - ⑤家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと
- 病院・ベットの削減や医療費を抑える仕組みづくりなどを地方自治体に押しつけることなく、地域に必要な医療・介護・福祉の体制を拡充してください。
- 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化をはかること

氏名	住所

取り扱い団体 []